

報道関係者各位

魅力創造部 地域振興課

移住・ふるさと納税情報発信 Instagram アカウントを開設しました

～お試し滞在補助金やふるさと納税カタログなどを紹介～

令和6年4月4日（木）から、本市の関係人口増加と認知度向上を目的として、「**移住・ふるさと納税 Instagram アカウント『ずっと住むナラかしはら』**」を開設しました。移住情報として、檀原市内での暮らしの紹介、先輩移住者インタビュー、移住セミナー情報、移住関連支援金等を掲載します。ふるさと納税関連情報として、人気返礼品の商品紹介、生産者インタビューを掲載するほか、檀原ブランド認定品の紹介など本市のシティプロモーション発信ツールとして活用していきます。

記

【Instagram 概要】

移住・ふるさと納税 Instagram アカウント『ずっと住むナラかしはら』 **New**

《掲載開始》

令和6年4月4日から

《掲載内容》

○移住

- ① 先輩移住者インタビュー
- ② 移住セミナー情報
- ③ 檀原市の暮らし（藤原宮跡花情報、市内イベント・伝統行事情報等）
- ④ 支援金情報
- ⑤ 移住定住サポートネットワーク紹介 など

○ふるさと納税

- ① 返礼品情報
- ② 寄附の使い道
- ③ 生産者インタビュー など

○檀原ブランド認定品



【Instagram 掲載内容】

1. 移住希望者お試し滞在補助金 **New**

移住後の暮らしを体験するために、橿原市内の対象宿泊施設（ゲストハウス、1棟貸し施設）に2泊3日以上滞在する場合、交通費や宿泊費の一部を補助します。（1組最大 65,000 円）

《対象となる方》

- ① 奈良県外在住で、生活の拠点を橿原市に置いていない方。
- ② 申請日以前に、橿原市の移住イベントやオンライン等で移住相談を行った、18歳以上の移住希望者と同行者1名。
- ③ 橿原市内の対象宿泊施設に2泊3日以上滞在する方。
- ④ 滞在期間中、対象訪問場所のうち、3か所以上を訪問する方。
- ⑤ 滞在期間中、先輩移住者や対象宿泊施設のオーナーとの交流を図る方。他



《補助内容》

- ① 公共交通機関利用料（往復上限 20,000 円/人）
- ② 対象宿泊施設でかかる宿泊費（1泊上限 2,500 円/人）※最大 10,000 円/人
- ③ 滞在期間中の橿原市内でのレンタサイクル代、レンタカー代等（上限 5,000 円/組）

《受付期間》

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

例】東京からご夫婦で橿原市を訪問し4泊5日滞在、市内ではレンタカーを利用
(交通費往復 20,000 円 + 宿泊費 10,000 円) × 2 名 + レンタカー代 5,000 円 = 65,000 円支給

2. ふるさと納税デジタルカタログ **New**

ふるさと納税返礼品約 430 商品の中から、人気返礼品を厳選したデジタルカタログを作成しました。日本酒や日用品などのカテゴリーに分類して返礼品を掲載し、商品画像からふるさと納税ポータルサイトにリンク設定しています。



3. 橿原ブランド「万葉×橿原コレクション」

本市の知名度向上、産業振興、地域経済の活性化を図ることを目的とし、橿原市に関わる優れた商品またはサービスを橿原ブランド「万葉×橿原コレクション」として認定しています。



【本件に関する問い合わせ先】

橿原市魅力創造部 地域振興課

担当：榊、辻本

TEL 0744-21-1117（直通）

Email chiikishinko@city.kashihara.nara.jp